

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例
施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担額を定める条例（平成29年四日市市条例第22号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律
第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令
第213号。以下「政令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(保育標準時間と保育短時間)

第3条 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、四日市市子ども・子育て支援法
施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第5条に規定する保育必要量の認定
を受けた区分をいう。

(市が徴収する利用者負担額の納付)

第4条 条例に規定する利用者負担額のうち、市が徴収するものについては、毎月末
日（12月は25日とする。）までにその月分を納付しなければならない。ただし、
市長が特に必要があると認めた月分については、別に定める日までに納付しなけれ
ばならない。

(市町村民税の額)

第5条 条例別表における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第
292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。ただし、地方税法第323条
に規定する市民税の減免がある場合は、その額を均等割額から控除して得た額を均
等割額とする。

2 条例別表における所得割とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得
割（同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項
及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）の額をいう。ただし、地方税法

第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。

- 3 前2項の場合において、世帯員が婚姻をしていない親（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。

（ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減）

第6条 条例別表1及び2の第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) 児童の保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

- 2 市町村民税所得割課税世帯の課税額が77,101円未満である世帯であって、前項各号に掲げるものの利用者負担限度額は、それぞれ第2階層の利用者負担限度額欄の認定区分の額とする。ただし、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む。）で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の利用者負担限度額は0円とする。

（欠席児童の利用者負担額）

第7条 保育認定を受けた児童であって、1箇月の間に1日も出席しなかったものの

利用者負担限度額は、条例別表により算定される月額の利用者負担限度額に0.7を乗じた額とする。

(利用者負担額の通知)

第8条 政令第7条及び第9条から第13条までの規定による支給認定保護者に対する通知は、保育料決定通知書(第1号様式)により行うものとする。

(延長保育料)

第9条 四日市市立保育所条例施行規則(昭和26年四日市市規則第9号)第4条第2項に規定する保育時間を延長した場合の延長保育料については、別表のとおりとする。

(事務の委任)

第10条 市長は、その権限に属する次に掲げる事務を保育料(児童福祉法(昭和22年法第164号)第56条第6項から第8項までの規定により徴収する費用をいう。)の徴収事務に従事する職員に委任することができる。

(1) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの規定による滞納処分(以下「滞納処分」という。)のための滞納者の財産に係る質問又は検査に関すること。

(2) 滞納処分のための滞納者の物又は住居その他場所の捜索に関すること。

(3) 滞納者の財産差押に関すること。

2 前項の規定により事務を委任された者は、同項の事務を行う場合にあっては、その身分を証明する証票(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の廃止)

2 四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則(昭和38年四日市市規則第16号)は、廃止する。

別表(第9条関係)

1 保育短時間認定の児童が午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分か

ら午後6時まで保育を利用する場合（単位：円）

納入義務者の 属する世帯の 階層区分	日額	上限額（月額）	
		同一世帯にお ける1人目	同一世帯から2人以上延長保育を 利用している場合の2人目以降（1 人当たり）
第1	0	0	0
第2	300	600	300
第3	300	3,000	1,500
上記以外	500	5,000	2,500

2 午後6時以降の保育を利用する場合（全児童が対象、単位：円）

納入義務者の 属する世帯の 階層区分	日額	上限額（月額）	
		同一世帯にお ける1人目	同一世帯から2人以上延長保育を 利用している場合の2人目以降（1 人当たり）
第1	0	0	0
第2	300	600	300
第3	300	3,000	1,500
上記以外	500	5,000	2,500

備考

1及び2を合わせて利用した場合は、1で算定した延長保育料と2で算定した延長保育料の合計額とする。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

保育料決定通知書

保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

入所する児童の氏名・認定者番号	
事業所名	
保育料月額	
保育の実施期間	



備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2号様式（第10条関係）

（表）

第	号
職	氏名
	保育料その他の徴収金
	滞納者財産差押
	職員証
	年 月 日 発行
	四日市市長
	

（裏）

1	本証は、保育料その他の徴収金の滞納者の 財産差押を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれ を呈示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日とする。

(こども未来部保育幼稚園課)